

システム情報科学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

平成28年8月8日 システム情報科学府主任会 議決

平成30年4月9日 改正

1. 相談体制

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室に相談する。相談を受けたキャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室は、学生との面接を実施する。なお、実際の学生との面接を実施した者を、以下「面接対応者」とする。

2. システム情報科学府における合理的配慮の協議（流れ図①～⑥）

システム情報科学府における合理的配慮の協議は、以下のとおりとする。

- 1) 修学上の配慮・支援を希望する該当学生は、キャンパスライフ・健康支援センター相談窓口での面接を受け、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式1）」の必要事項を記入する。（流れ図①）
- 2) 面接対応者は、授業・試験・生活等に関する合理的配慮（以下、配慮という）が必要であると判断した場合には、学生本人の希望・意向を確認し様式1の所見欄に配慮を要する理由等を記入・押印する。（流れ図②）様式1は、学生本人が学務部学生支援課（以下「学生支援課」）へ提出する。学生本人が提出することが困難な場合は、面接対応者が提出を代行する。（流れ図③）
- 3) 様式1の宛先がシステム情報科学府長の場合、当該要望書が学生支援課から工学部等教務課教務係（以下「教務係」）へ送付されるため、様式1を受領した教務係は、学生の所属する専攻の主任教授に配慮内容の検討を依頼する。（流れ図④、⑤）
- 4) 依頼を受けた主任教授は、専攻会議等で速やかに配慮内容を検討のうえ、システム情報科学府長に検討結果を報告する。（流れ図⑥）
- 5) 主任教授より検討結果の報告を受けたシステム情報科学府長は、配慮内容を決定する。
なお、内容の決定にあたっては、以下の点に留意するものとする。
○要望した学生が他学府所属の場合は、学生の所属学部等学生係等と情報共有に努める。

3. 配慮内容の通知（流れ図⑦～⑨）

配慮・支援内容決定後、教務係は学府長名義で「合理的配慮依頼文（様式2）」を作成する。作成後、教務係は「合理的配慮依頼文（様式2）」を、授業担当教員及び指導教員へ送付するとともに、この様式2の写しを学生支援課に送付する。（流れ図⑦、⑧）また、教務係は、システム情報科学府長名義で「合理的配慮通知文（様式3）」を作成し、学生へ送付する。（流れ図⑨）

4. 配慮の実施（流れ図⑩）

担当教員及び指導教員は、配慮の具体的内容について学生と建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）による相互理解を通じて、合意形成し、配慮を決定・実施する。

また、配慮・支援の実施にあたって必要な準備等がある場合は、教務係及び教務事務室と協議する。

5. 部局のみで対応が困難な事例の報告相談（流れ図⑪）

部局のみで対応が困難な事例が発生した場合には、システム情報科学府長は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）に相談するものとする。

6. 不服申立（流れ図⑫）

学生は、システム情報科学府長が決定した配慮内容等に不服がある場合には、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

7. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

＜システム情報科学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ＞

